



**手話通訳者を配置しています**

火曜日 午前9時～正午  
木曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
※上記以外の曜日のご利用につきましては、お問い合わせください。

問合先 障がい福祉課  
☎485・5980 FAX444・1074  
✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て応援！  
ファミリー・サポート・センター  
依頼会員を募集します！

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか？  
登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

**登録説明会**  
日時 8月22日(火)

午前10時～11時30分

**場所** 甚目寺公民館

**対象** 生後4か月から小学校6年生までのお子さんがいるあま市、または大治町内在住、または在勤の方

※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

**定員** 15人

**申込** 説明会の3日前までに電話、またはメール

※説明会の無料託児有り(4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)。託児を希望の方は開催日8日前までに申し込みが必要。

**メール申込** 件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有は名前・よみがな・生年月日)」を記入して送信してください。

**問合先** あまっ子はるっ子ふあみさぽセンター事務局  
(七末公民館 1階)

☎462・0150  
FAX 462・0160



✉ ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp

**ひとり親家庭に対する手当のご案内**  
**児童扶養手当**

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達年度の3月31日まで)の児童(一定の障がいがあるときは20歳未満を監護している父または母、もしくはは養育している方に支給されません)。

なお、受給から5年を経過した方で未就労などの場合に、支給額が2分の1に減額されることがあります。

**支給要件**

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいにある児童
- ④ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 婚姻しないで生まれた児童
- ⑧ 父または母の生死が不明である児童

**非該当要件**

公的年金を受給している場合や児童が児童入所施設等に入所している場合等、支給要件に当てはまる一方で、支給対象とならないことがあります。

ます。

**手当月額**(児童1人の場合)

44,140円～10,410円  
2人目の児童に対しては10,420円～5,210円が加算、3人目以降の児童に対しては1人につき6,250円～3,130円が加算されます。(受給者の所得により決定します)

**遺児手当(愛知県・あま市)**

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達年度の3月31日まで)の児童を監護、養育している方に支給されます。

**支給要件**

- ① 児童扶養手当の支給要件①～⑦に同じ
- ② 父または母が1年以上行方不明である児童

**非該当要件**

児童扶養手当の非該当要件に同じ

**手当月額**(児童1名あたり)  
愛知県遺児手当 4,350円(支給期間は5年間、3年経過後は半額)  
あま市遺児手当 2,000円(支給期間は5年間)

児童扶養手当、遺児手当ともに所得制限がありますので、受給者及び扶養義務者の所得により、支給停止となる場合があります。

問合先 子ども福祉課

☎444・3173  
FAX 443・2571

■現況届の提出時期がきました

児童扶養手当・遺児手当(愛知県・あま市)を受給している方は、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、子ども福祉課からの案内通知に必要な書類を添えて提出してください。

この届出の提出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期間内に必ず手続きをしてください。

提出先 子ども福祉課

■提出期間

8月1日(火)～31日(木)(ただし、土・日曜・祝日を除く)

※必要書類は、案内通知でご確認ください。

問合先 子ども福祉課

☎444・3173  
FAX 443・2571

寄附



■寄附のお礼

■甚目寺説教源氏節もくもく座様

市内小中学校、美和図書館、甚目寺公民館及び美和歴史民俗資料館へ郷土の民俗芸能の普及・継承のため書籍『よみがえる源氏節』23冊

■山田 鈺治様

七宝小学校のために現金1万円

ご厚意ありがとうございました。

■問合先 財政課

☎444・1714  
FAX 444・0982

募集



■保育園会計年度任用職員(保育士)募集

■業務内容

保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前7時～午後7時

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3日～5日(月～土曜日)

応募資格 保育士資格を有する方  
提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

■保育園会計年度任用職員(准看護師)募集

師または看護師)募集

業務内容 保育補助業務

賃金 市の規定に基づき支給

※通勤手当は距離に応じて支給

勤務地 市立保育園

勤務時間 午前8時～午後4時30分

(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3日～5日(月～土曜日)

応募資格 准看護師または看護師免許を有する方

提出書類 履歴書(写真貼付)、資格の写し

※後日依頼のときに健康診断書

提出先 保育課

※書類提出後、面接のうえ決定します。

問合先 保育課

☎485・5988  
FAX 443・2571

税



■個人事業税第一期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第一期分の納期限は8月31日(木)です。8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、納期限までに納付をしてください。

納税通知書には第一期分と第二期分の納付書が同封されますので、納付に当たっては、納付書をお間違いないようにご注意ください。

■納付場所及び納付方法

- ・金融機関(県税事務所の窓口)
- ・コンビニエンスストア、MMK設置店
- ・Pay easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキング
- ・またはATM
- ・インターネット環境でのクレジットカードによる納付(コンビニ等の窓口ではご利用いただけません)
- ・スマートフォン決済アプリによる納付(コンビニ等の窓口ではご利用いただけません)

※コンビニエンスストア、MMK設置店での納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。

その他 領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

なお、令和4年度から口座振替により納税いただいた方への領収証書の送付を取りやめました。

**問合先** 西尾張県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第二グループ

☎0586・45・3169

Web <https://www.pref.aichi.jp/so-shiki/zeimu/>



**金婚夫婦の申込受付のご案内**

このたびめでたく結婚50周年を迎えられた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いします。

**対象**

昭和48年12月31日以前に婚姻された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に

金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えられてからあま市に転入した夫婦を除く)

**住所要件**

9月1日現在、市内に住所を有する夫婦

**受付期間** 7月10日(月)～8月18日(金)

(土・日曜・祝日を除く)

**受付場所** 高齢福祉課

**申請方法** 受付場所に所定の申請書を用意してあります。必要事項を記入して提出してください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

**問合先** 高齢福祉課

☎444・3141

FAX 443・3555

**手当支給日のご案内**

8月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。

各手当の振込み予定日は、次のとおりです。ご確認ください。

8月10日(木)

- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・経過福祉手当

・特別児童扶養手当

8月25日(金)

・愛知県在宅重度障害者手当

**問合先** 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

**手当の所得状況届の提出時期がきました**

現在、特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受給している方は、障がい福祉課から案内通知を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。この届け出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなる場合がありますので、期限内に必ず手続きをしてください。

**提出期間**

・愛知県在宅重度障害者手当

8月1日(火)～31日(木)

・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当

8月10日(木)～9月11日(月)

※土・日曜・祝日は手続きできません。必要書類は、7月下旬から8月上旬に発送する案内通知で、ご確認ください。

**問合先** 障がい福祉課

☎485・5980

FAX 444・1074

**ヘルプマークを配布しています**

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク」を作成し、配布しています。



この「ヘルプマーク」はストラップを使用して、鞆等に着けることができます。また、付属物として、シールが付いているので、必要な支援をシールに記載し、マークの裏面に貼付することができます。「ヘルプマーク」を身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等の配慮をお願いします。

**配布場所**

障がい福祉課、市役所1階総合窓口、菟目寺・美和・七宝保健センター